

【岩国市】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数（人）	8,582	8,358	8,153	7,846	7,617
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	9,870	9,612	6,376	655	392
③ 整備台数（台） （予備機除く）	0	2,850	5,097	0	0
④ ③のうち基金事業 によるもの（台）	0	2,850	5,097	0	0
⑤ 累積更新率（%）	0	34	97	101	104
⑥ 予備機整備台数 （台）	0	150	271	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業 によるもの（台）	0	150	271	0	0
⑧ 予備機整備率（%）	0.0	5.3	5.3	0	0

（端末の整備・更新計画の考え方）

本市では、令和2年度に市立小・中学校の小学校低学年を除く児童生徒用にGIGA第1期として7,786台（iPad）の端末整備を行い、令和3年度から使用している。また、令和4年度には、小学校低学年児童用に1,444台（iPad）を追加整備した。そのため、GIGA第2期における更新については、令和2年度に整備した端末の使用開始から令和8年度で5年を経過するため、GIGA第2期として、中学校、小学校の順で端末を整備することとした。端末の予備機については、児童生徒数の減少によって整備後の2年目から年度毎に余剰となった端末を予備機として確保していくこととしているため、整備後の初年度のみ必要となる台数について、過去の破損等数の割合を元にした必要数を調達することとする。

（端末の整備・更新計画の整備台数について）

①の児童生徒数は市立小・中学校の児童生徒数の合計とする。

③の整備台数については、当該児童生徒数が増減する可能性があることに留意しつつ、令和10年度に③の整備台数が100%を超えるよう端末の整備を進めていく。

令和4年度に整備した1,444台については、使用期間が5年に満たないが、GIGA 2期では第1期とOSの異なる端末を整備することから、既存の端末を児童生徒が使用し続けた場合、さまざまな面で支障を来すため、一括して更新の対象とする。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

本市では、令和2年度に市立小・中学校の小学校低学年を除く児童生徒用に7,786台(iPad)と、令和4年度に小学校低学年児童用に1,444台(iPad)を整備した。端末の更新に伴い、これらの端末の処分について記載する。

○対象台数：9,230台(年度による)

- ・令和8年度は中学校生徒分の更新台数に相当する2,850台を対象とする。
- ・令和9年度は残りの6,380台を対象とする。

○処分方法

- ・使用済端末を各中学校の希望に応じて配布し、リユースする：未定(iPad)
- ・市長部局等の本市の希望する部署に移管し、リユースする：未定(iPad)
- ・上記以外の端末については、リサイクルを検討する。

端末を学校でリユースする際には、基本的なデータ消去を行ったうえで、各学校の実態に合わせて教育活動に活用する。活用の方法については、今後各学校に調査を行い決定していくこととする。

学校以外でリユースする場合は、端末に個人情報が残らないよう確実にデータ消去を行う。また、リサイクルを行う場合についても同様とする。

○端末のデータの消去方法(※いずれかに○を付ける。)

- ・自治体の職員が行う(○)

ICT支援員を中心に行う。その後、使用できなくなった端末は、データの消去も含め、小型家電リサイクル法の認定事業者へ再資源化を委託する予定。

○スケジュール(予定)

- ・各学校によるリユースについて
令和9年3月～ICT支援員を中心に行うデータ消去
- ・リサイクルについて
有償売却できない端末についてはリサイクルを検討